

応急住宅に関するFAQ

2022/10/5時点

No.	カテゴリー	質問内容	回答内容	作成日 (更新日)
0-1	賃貸型応急住宅 市営住宅	大雨による災害により住宅に住めない、どうしたよいか	一時的な住まいが必要な方に、半壊等の要件に該当すれば、民間賃貸住宅の利用、準半壊であれば市営住宅の空き室の利用という制度があります。市建築住宅課へ相談してください。	8/18
0-2	賃貸型応急住宅 市営住宅	賃貸物件の入居者が被災した場合、別の賃貸型応急住宅への申し込みは出来るのか	賃貸型応急住宅の制度は対象外ですが、準半壊以上であれば市営住宅の空き室が利用できる場合があります。	8/18
1-1	賃貸型応急住宅	民間賃貸住宅利用の相談はどこに問合せすればよいか	市建築住宅課に問合せ、ご相談ください。「賃貸型応急住宅」という制度の名前です。	8/18
1-2	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅とは	民間賃貸住宅を利用した応急住宅です。	8/18
1-3	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅の申込はどこで行えばよいか	市建築住宅課への申込です。詳しくは市建築住宅課へ罹災証明をお手元に相談、問い合わせください。	8/18
1-4	賃貸型応急住宅	罹災証明書の発行が遅れているが、応急住宅に入居できないのか	罹災証明が発行され要件を満たすことが判明してから、応急住宅への申込みにより入居時にさかのぼって制度適用できます(家賃上限にもご注意ください)。要件を満たさず制度適用とならなければ費用は自己負担です。準半壊の場合は市営住宅の利用もご検討ください。	8/20
1-5	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅の申込はしていませんが、住居に住めなく既に賃貸住宅に入居しているが、賃貸型応急住宅の利用はできるのか	罹災証明が発行されるなど要件を満たすことが判明してから、応急住宅への申込みにより入居時にさかのぼって制度適用できます(家賃上限にもご注意ください)。当然、災害以降の契約という条件があります。契約の切り替えについてFAQ1-18をご覧ください。	8/31
1-6	賃貸型応急住宅	「応急修理」で自宅を修理する期間の住まいとして、賃貸型応急住宅を利用できるか	賃貸型応急住宅への申込みは先に応急修理への申込みが必要です。入居が先となった場合は入居時にさかのぼって制度適用し公費で費用負担ができます。要件を満たさず制度適用とならなければ費用は自己負担です。準半壊の場合は市営住宅の利用もご検討ください。応急修理と賃貸型応急住宅との併用の場合は、応急修理を併用する場合には、先に応急修理を申し込むと共に、修理期間が1ヶ月を超えると見込まれることが必要で、期間は8月4日から6ヶ月以内ですのでご注意ください。	8/18

No.	カテゴリー	質問内容	回答内容	作成日 (更新日)
1-7	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅を利用する場合、どのような要件となるのか	自らの資力で住宅を確保することが出来ない場合で、 ①住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方 ②半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない方や、水害によるおい等の影響で生活が困難な方 ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている、住宅が被害を受けて居住することが困難となり親族宅等に身を寄せているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと認められる方 ①～③のいずれかの要件を満たす方です。市HPなどもご覧ください。 ※①及び②について、応急修理を併用する場合には、先に応急修理を申し込むと共に、修理期間が1ヶ月を超えると見込まれることが必要です。	8/18
1-8	賃貸型応急住宅	罹災証明書は必要か	罹災証明書により判断となるため、上記①、②の場合は罹災証明書が必要となります。	8/18
1-9	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅はどのように利用すればよいか	まずは、賃貸型応急住宅のご利用が可能かどうか市建築住宅課にご相談ください。	8/18
1-10	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅を利用するときの条件はあるか	不動産事業者(仲介業者)が斡旋した住宅であることが原則です。 貸主又は管理会社が不動産事業者等で仲介が無い場合は個別にご相談ください。	8/18
1-11	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅の家賃限度額はあるか	2人以下の世帯は月額5.5万円、3人～4人の世帯は月額6.5万円以下、5人以上の世帯は月額9.5万円以下の物件である必要があります。超過分を自己負担しての制度利用はできません。	8/18
1-12	賃貸型応急住宅	家賃限度額を超える住宅は対象となるか	家賃限度額を超えた住宅は賃貸型応急住宅として認められません、注意してください。 超過分を自己負担という事もできません。	8/18
1-13	賃貸型応急住宅	耐震性のある物件でなければ認められないのか	昭和56年6月1日以降に着工されたもの、又はそれと同等以上の耐震性があることについて確認されているものを推奨します。	8/18
1-14-1	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅の家賃は誰が負担するのか	市が負担します。家賃、共益費(管理費)、礼金(家賃1か月分以内)、退去修繕負担金(家賃2か月分以内)、仲介手数料(家賃0.55か月分以内)、損害(火災)保険料(1万円/年以内)、入居時鍵等交換費、更新手数料(家賃0.55か月分以内)について市から貸主(管理会社)へ支払います。	8/18

応急住宅に関するFAQ

2022/10/5時点

No.	カテゴリー	質問内容	回答内容	作成日 (更新日)
1-14-2	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅の更新手数料とは	既に市町と応急住宅として3者契約がなされている物件で、再契約が必要となる場合の手数料です。貸主と入居者による通常の2者契約から、応急住宅としての3者契約への置換えでの手数料は公費負担の対象とはなりません。 再契約となる例 ・期間を延長せざるを得ない場合の再契約 ・契約当事者（入居者本人）死亡時、同居人が承継し再契約 このような場合には1-42も参照ください。	10/5
1-15	賃貸型応急住宅	光熱水費、駐車場料金、自治会費は誰が負担するのか	入居者の負担です。	8/18
1-16	賃貸型応急住宅	退去時修繕負担金が上限を超える場合はどうなるのか	家賃以外で上限の定めのある費用を超える部分は自己負担です。	8/18
1-17	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅の入居期間は決まっているのか	入居時から2年以内です。応急修理を併用する場合は、8月4日から6か月以内です。必ず先に応急修理を申し込んでください。	8/18
1-18	賃貸型応急住宅	賃貸物件の契約は誰と誰との契約か	貸主と小松市と被災者の三者契約です。 既に貸主と被災者で契約され入居済みの場合は、契約のやり直しを行い、既存の契約に基づいた支払い済みの費用の内公費負担分はさかのぼって清算します。 (FAQ1-35参照)「契約のやり直し」がある旨を、できれば入居前、入居後であれば賃貸型応急住宅制度の利用の検討段階でも、いち早く入居に関わった不動産業の方へお伝えください。	8/31
1-19	賃貸型応急住宅	賃貸物件はどのように決まるのか	・076-291-2255（公益社団法人石川県宅地建物取引業協会） ・076-280-6223（公益社団法人全日本不動産協会石川県本部） ・0120-37-5584（公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会） のいずれかにご自身で連絡を取り物件の紹介を受けて、ご自身で決めていただきます。 また、石川県ホームページにおいて、賃貸型応急住宅として利用可能な物件リストが掲載されております。	8/26
1-20	賃貸型応急住宅	小松市外への物件への入居はできるのか	県内であれば小松市外の物件へ入居も可能です。その場合でも小松市（被災時に居住の市町）へ申込みください。	8/18
1-21	賃貸型応急住宅	被災住宅に居住していたが住民票住所は異なってもよいか	居住者として罹災証明書が発行されるよう罹災証明を申請していただき、証明書が交付される必要があります。 住民票の住所と居住住所（被災した住所）が異なる場合は事前にお問い合わせください。	8/18

応急住宅に関するFAQ

2022/10/5時点

No.	カテゴリー	質問内容	回答内容	作成日 (更新日)
1-22	賃貸型応急住宅	賃貸物件でペットの飼育は可能か	物件の貸主から飼育の同意が得られ、規定の家賃以下であれば差し支えありません。ただし、家賃とは別にペット飼育に係る追加費用が請求された場合は自己負担です。	8/18
1-23-1	賃貸型応急住宅	賃貸物件入居時の火災保険も公費負担か	年額1万円以内で公費負担ですが、家財などの私財に関する保険は適用対象外です。損害（火災）保険料に私財補償に関する部分が含まれていないか、含まれる場合の金額を確認するため、損害（火災）保険料の内容内訳がわかる資料を添付ください。	8/30
1-23-2	賃貸型応急住宅	賃貸物件入居時の火災保険も公費負担か	9月16日より石川県が加入する保険契約の適用を受けることも可能になりました。チラシや概要書を参照ください。	9/16
1-23-3	賃貸型応急住宅	賃貸物件入居時の火災保険も公費負担か【概要書】	保険契約の扱い変更により様式が変更されていますので、9月16日以降の申請には新様式をお使いください。	9/16
1-24	賃貸型応急住宅	当初2年契約だったが、自宅の修理が完了したため退去することになった。その際、違約金は発生するか	合意解除による退去（40日以内の退去届提出）について、違約金が発生しないよう、同意書で合意を得てください。	8/18
1-25	賃貸型応急住宅	住宅1戸に住んでいるが世帯の人数が多い場合や親子2世帯が複数物件の供与を受けられるか	被災した住宅1戸に対し、物件1戸の供与となるので、世帯人数に応じた物件をお探しくください。	8/18
1-26	賃貸型応急住宅	住宅1戸に住んでいるが世帯が分かれている場合や、二世帯住宅の場合は複数の物件を借りる事ができるか	それぞれの事情により判断の必要があるため、個別にご相談ください。	8/18
1-27	賃貸型応急住宅	親世代の母屋と子世代の離れが渡り廊下で繋がっている家屋が被災した場合、どのように申請すべきか	それぞれの事情により判断の必要があるため、個別にご相談ください。	8/18
1-28	賃貸型応急住宅	被災時には別々に暮らしていたが、同じ賃貸型応急住宅の部屋で同居できるか	それぞれの事情により判断の必要があるため、個別にご相談ください。	8/18
1-29	賃貸型応急住宅	被災時に暮らしていた者の一部が賃貸型応急住宅を利用しない場合の家賃の上限はどのように考えるか	例えば、被災時7人で居住していて、3人が親戚宅などを利用し、賃貸型応急住宅は4人で利用する場合は「4人世帯」に相当する家賃の上限です。なお、入居契約後に同居人を増やす事は原則できません。	8/18
1-30	賃貸型応急住宅	駐車場代が賃料に含まれる場合はどのようにしたら良いか	駐車場使用料（駐車料金）を家賃と別に設定してください。なお、駐車場利用料は自己負担です。	8/18
1-31	賃貸型応急住宅	入居中に契約者や同居人は変更できるか	出生、死亡、転出による増減は認めているが、原則その他は認めておりません。変更が生じる場合はご相談ください。	8/18
1-32	賃貸型応急住宅	家賃の上限以内であれば1人であっても3LDKなどの広い物件を契約できるか	家賃の上限以内であれば差し支えありません。	8/18

応急住宅に関するFAQ

2022/10/5時点

No.	カテゴリー	質問内容	回答内容	作成日 (更新日)
1-33	賃貸型応急住宅	手続きでは何を用意しなければならないのか	被害により住めなくなった状況の分かる写真や住民票が必要です。	8/18
1-34	賃貸型応急住宅	どのような住民票を用意すればよいか	入居予定者全員分の住民票が必要です。世帯分離などされている場合は世帯毎の住民票が必要です。世帯全員分（謄本）の住民票（正確には「住民票の写し」）の原本で、続柄記載、マイナンバー記載無しものを交付請求してください。	8/18
1-35-1	賃貸型応急住宅	制度への申込み前に入居している場合は入居時にさかのぼって制度適用との事だが、支払い済み費用はどのように清算されるのか	制度への申込み後、新たな契約（三者契約）により次のように清算されます。 支払い時の「請求書」「領収書」を保管しておいてください。 (1)家賃、共益費、管理費、損害(火災)保険料、鍵交換費 →既に入居者が貸主・仲介業者等に支払った相当額を、市が入居者に支払い (2)退去修繕負担金(敷金)、礼金、仲介手数料 →新たな契約(三者契約)に基づき、市が貸主・仲介業者に支払い (既存の契約に基づき、入居者が支払った退去修繕負担金(敷金)、礼金、仲介手数料は入居者が貸主・仲介業者と協議の上、返還してもらう) 1-35-2 もご覧ください。	8/31
1-35-2	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅への申込み前に入居契約がなされている場合の費用清算は入居者にまとめられないか	1-35-1で清算内容について記載していますが、置換申請書（押印必要）の提出によって貸主・仲介業者への支払い分を入居者への支払いに一本化する事も出来ますのでご検討ください。	8/31
1-35-3	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅への申込み前に入居契約がなされている場合の仲介手数料はどのような扱いか。	被災者名義での契約から、賃貸型応急住宅制度での3者契約への置換えに当たっては、当初契約時に遡って公費負担となりますが、退去修繕負担金（敷金）や仲介手数料などの入居費用の二重払いはできません。契約行為は2回となっても公費負担できる仲介手数料は家賃0.55ヵ月分以内に変わりはありません。	9/7
1-36	賃貸型応急住宅	応急修理との併用を迷っているがどうしたらよいか	賃貸型応急住宅は申込み後、要件を満たしておれば入居時にさかのぼって制度適用できます(家賃上限にもご注意ください)。応急修理を申込んでからの賃貸型応急住宅への申込みとなるよう検討ください。 なお、併用の場合は修理期間が1ヶ月を超えると見込まれることが必要で、期間は8月4日から6ヶ月以内のものですのでご注意ください。	8/20

応急住宅に関するFAQ

2022/10/5時点

No.	カテゴリー	質問内容	回答内容	作成日 (更新日)
1-37	賃貸型応急住宅	この制度利用しての入居後に別の賃貸住宅へ移り住めるか。	入居物件の変更はできませんし、既に賃貸型応急住宅に入居中の方が違う物件での新たな申込みもできません。	8/20
1-38	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅の定期建物賃貸借契約について、県作成の様式以外で契約することは可能か。	各賃貸業者などが有する重要事項説明書等を用いて契約することは差し支えございません。ただし、賃貸型応急住宅については借地借家法第38条で定める書面を要するため留意してください。 なお、様式は市HPよりダウンロードできます。	8/26
1-39	賃貸型応急住宅	賃貸型応急住宅の媒介をする宅地建物取引業者について、重要事項の説明を行う相手は。	宅地建物取引業法第35条及び借家法38条第3項で規定する相手は、借主（各市町）となります。ただし、賃貸型応急住宅は被災者へ転貸されることを考慮すると、実際に入居する被災者にも併せて重要事項の説明等を行うことが望ましいと考えます。 小松市窓口にて、市職員、被災者で重要事項説明を受けられるよう調整をお願いします。	8/23
1-40	賃貸型応急住宅	申込みに必要な罹災証明はコピーでも良いか	コピーでも差し支えありません なお、住民票に関してはNo.1-34 をご覧ください。	8/24
1-41	賃貸型応急住宅	半壊以上の罹災証明でも賃貸型応急住宅が利用できない場合がありますか	例を挙げますと、応急修理期間中に賃貸型応急住宅を使用できるのは、修理期間が災害発生の日から1ヶ月を超えると見込まれる者が対象となりますので、1ヶ月以内の者は対象外となります。 また、修理期間が災害発生の日から6ヶ月を超える場合も対象外(入居期間を超えてしまうため)となります。 他にも、「水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない者や、水害によるにおい等の影響で生活が困難な者」や「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」に該当しない場合も賃貸型応急住宅が利用できません。	8/25
1-42	賃貸型応急住宅	申込書の"4 その他"「既に応急仮設住宅の提供を受けていない」とは	「はい」と記入ください。 既に希望物件に入居していたとしても、それはまだ「応急仮設住宅」の扱いではないです。 今回の災害において、他の応急仮設住宅からの住替えは無いので「はい」と記入ください。	8/25
1-43	賃貸型応急住宅	委任状は何の委任状ですか	貸主が契約行為や家賃の受け取りなどを管理会社などに任せている場合は 委任者：貸主 受任者：管理会社など としてください。 貸主が契約書に押印し、家賃等を受取る場合は不要です。	8/25

応急住宅に関するFAQ

2022/10/5時点

No.	カテゴリー	質問内容	回答内容	作成日 (更新日)
1-44	賃貸型応急住宅	確約書はどんな場合に必要ですか	遠方などで、貸主が同意書を書くことができない場合に同意書の代わりに申込書とともに提出ください。後日の契約時には貸主が記入した同意書を提出ください。	8/25
1-45	賃貸型応急住宅	申込書の裏面に「～住宅が賃貸住宅等の場合は～」とあるが、アパート入居者でも利用できるのではないか。	申し訳ございませんが、今回の小松市での災害で賃貸住宅（一軒家含む）に居住されていた方は賃貸型応急住宅の制度はご利用いただけません。質問0-2にあるように、準半壊以上であれば市営住宅の空き室が利用できる場合があります。お問い合わせください。	8/26
1-46-1	賃貸型応急住宅	【入居希望期間】の始期はどのように記入するのか。	すでに入居している場合は入居日 これから入居する予定がある場合は入居予定日 又は入居希望日を記入ください。 なお、申込の申請に対し入居決定を経て、契約までは日数がかかる事をご承知ください。	8/26
1-46-2	賃貸型応急住宅	契約日（予定）と契約実施日（入居予定日）が異なる見込みの場合の【入居希望期間】の始期と終期はどのように記入するのか。	契約実施日（入居予定日）をご記入ください。賃貸型応急住宅への申込み段階では明確に決められない場合は余裕を持った日にちを記入ください。	9/7
1-47-1	賃貸型応急住宅	【入居希望期間】の終期はどのように記入するのか。	・応急修理と併用の場合は 被災日から6ヶ月以内で応急修理が完了した後に速やかに退去する予定日（応急修理の工期末+2週間程度） ・応急修理と併用しない場合の終期は 始期から2年以内で応急住宅の必要が無くなった場合に速やかに退去する予定日	9/21
1-47-2	賃貸型応急住宅	申込書記載の【入居希望期間】と契約時の契約期間が異なってもよいのか。	実際の契約期間(始期・終期)と入居申込書に記載された入居希望期間(始期・終期)は必ずしも一致する必要はありません。 ただし、入居決定通知書(手続きの流れ(8))以降を契約日にする必要があります。 契約期間は1-47-1の説明での「始期」を「契約開始日」と解釈ください。 入居決定通知書に記載の入居希望期間と異なる期間での契約期間とせざるを得ない場合はご相談ください。	9/21
1-47-3	賃貸型応急住宅	【入居希望期間】の終期はどのように記入するのか。（応急修理と併用の場合）	引越し等を考慮して応急修理の工期末+2週間程度（最長は災害日から6ヶ月以内=令和5年2月3日）が原則です。延ばさざるを得ない特別な事情があれば事前にご相談ください。なお、契約書でも入居期間はこれに合わせる事になります。	9/21

No.	カテゴリー	質問内容	回答内容	作成日 (更新日)						
1-48	賃貸型応急住宅	店舗兼住宅の場合でも賃貸型応急住宅は利用できるか	半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)の罹災証明書の交付を受け他の要件を満たしていれば、床面積割合等の別によらず居住実態があり、他に住むべき住宅(避難先は除く)がないのであれば利用できます。 なお、罹災証明書(原則、住家)でなく被災証明書(原則、住家以外)が交付されている場合や罹災証明書が交付されていない場合はご相談ください。	8/29						
1-49	賃貸型応急住宅	退去時修繕負担金について	原状回復に要する費用及びハウスクリーニング費用を対象とする、いわゆる敷金の事で、家賃の2ヶ月分を上限として「先払、精算無し」です。	8/31						
1-50	賃貸型応急住宅	家賃、共益費や管理費の毎月の支払いはどのように行われるか。	家賃等の市からの振り込みには、請求書が必要となります。また、各経費をまとめて請求する場合は、必ず明細を記載していただく必要がありますのでよろしくお願います。 なお、初期費用については1-35を参照ください。	9/6						
1-51	賃貸型応急住宅	参考様式としてHPからダウンロードできる『重要事項説明書』の"宅地建物取引業者"にA,B欄があるがどのように記入するのか。	取引に複数の宅地建物取引業者(仲介業者)が関係している場合を考慮したもので、1社のみ場合はA欄のみ記入ください。	9/7						
1-52-1	賃貸型応急住宅	参考様式としてHPからダウンロードできる『契約書』の"契約期間及び目的物の引き渡し時期"はどのように記入するのか。	<p>応急修理と併用しない場合 始期から2年以内で応急住宅の必要が無くなった場合に速やかに退去する予定日【決定通知に記載の希望期間】</p> <p>読書(2) 契約期間及び目的物の引き渡し時期 <ex.8/8入居(民費)、9/6(賃貸型応急住宅の入居決定)></p> <table border="1"> <tr> <td>契約期間</td> <td>令和 4年 8月 8日 から 令和 6年 8月 7日まで (2 年 間)</td> </tr> <tr> <td>目的物の引き渡し時期</td> <td>令和 4年 8月 8日</td> </tr> <tr> <td>契約終了の通知をすべき期間</td> <td>令和 5年 8月 7日 から 令和 6年 2月 7日まで</td> </tr> </table> <p>本契約は借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約であり、更新のない建物賃貸借契約のため、期間満了により終了します。(ただし、貸主・借主・入居者の合意により再契約することはできます。)</p>	契約期間	令和 4年 8月 8日 から 令和 6年 8月 7日まで (2 年 間)	目的物の引き渡し時期	令和 4年 8月 8日	契約終了の通知をすべき期間	令和 5年 8月 7日 から 令和 6年 2月 7日まで	9/21
契約期間	令和 4年 8月 8日 から 令和 6年 8月 7日まで (2 年 間)									
目的物の引き渡し時期	令和 4年 8月 8日									
契約終了の通知をすべき期間	令和 5年 8月 7日 から 令和 6年 2月 7日まで									
1-52-2	賃貸型応急住宅	参考様式としてHPからダウンロードできる『契約書』の"契約期間及び目的物の引き渡し時期"はどのように記入するのか。	<p>応急修理と併用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間：入居日(予定の場合は予定日)～退去日(応急修理の工期+2週間程度)【決定通知に記載の希望期間】 ・契約終了すべき期間：契約期間が1年未満の場合記載不要 	9/21						
2-1	市営住宅	応急住宅として、市営住宅に入居できるのか	準半壊の場合は市営住宅の利用ができます。 半壊以上の場合は賃貸型応急住宅の利用を原則としています。	8/18						
2-2	市営住宅	利用できる市営住宅はどこにあるか	入居人数に応じて提供可能な市営住宅の空き室の中から選んでいただくのでご相談ください。	8/18						

応急住宅に関するFAQ

2022/10/5時点

No.	カテゴリー	質問内容	回答内容	作成日 (更新日)
2-3	市営住宅	市営住宅の入居期間は決まっているのか	入居から6ヶ月以内ですが、状況により最長12ヵ月です。	8/18
2-4	市営住宅	市営住宅の家賃などはいくらなのか	6ヶ月まで敷金、家賃及び駐車場使用料相当分は免除されます。 7ヵ月目以降の使用料（家賃及び駐車場使用料）は徴収する見込みです。	8/18
2-5	市営住宅	市営住宅でペットの飼育は可能か	ペット飼育は禁止されていますので、どなたかに預けるなどして、市営住宅にペットを入れないようにしてください。	8/18
2-6	市営住宅	市営住宅にガスコンロなどはあるか	原則、居室の照明器具や網戸、エアコン、コンロなどは設置されておりませんのでご自身で用意ください。	8/18
2-7	市営住宅	光熱水費、自治会費は誰の負担か	入居者の負担です。	8/18
2-8	市営住宅	市営住宅の室内清掃は済んでいるか	室内清掃はされておらず、建具など（畳、障子、襖）は未修繕の場合があります。「住むことができる」という現状での入居が原則です。	8/18
2-9	市営住宅	市営住宅に一度入居してから、賃貸型応急住宅へ申し込めるか。	市営住宅への入居が一時避難の場合(1ヶ月程度を目的)であれば、賃貸型応急住宅の利用が可能な場合があります。個別の事情などをお伺いしますのでご相談ください。	8/22